

議案第73号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、母子生活支援施設における給付金として支払を受けた金銭の管理の規定を定めるとともに、児童発達支援センター等における職員の配置等の基準を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第15条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第74条第6項中「若しくは」を「、」に改め、「いう。）」の次に「若しくはこれらに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。